

## 【表紙】

|                                          |                                                                                |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書                                                                      |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿                                                                        |
| 【提出日】                                    | 2022年9月13日提出                                                                   |
| 【発行者名】                                   | 野村アセットマネジメント株式会社                                                               |
| 【代表者の役職氏名】                               | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖                                                            |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号                                                                |
| 【事務連絡者氏名】                                | 松井 秀仁                                                                          |
| 【電話番号】                                   | 03-6387-5000                                                                   |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | ノムラファンドマスタートズ新興国株 Aコース<br>ノムラファンドマスタートズ新興国株 Bコース                               |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | ノムラファンドマスタートズ新興国株 Aコース<br>1兆円を上限とします。<br>ノムラファンドマスタートズ新興国株 Bコース<br>1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。                                                                    |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2022年3月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

## ( 1 2 ) その他

## &lt; 訂正前 &gt;

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。また、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、買付のお申込みの受付けを制限することがあります。

上記の買付のお申込の制限等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込については可能な場合もあります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には、原則として買付、換金およびスイッチングの申込みができません。

- 申込日当日が英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

スイッチング

「ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース」「ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース」間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。スイッチングとは、「ノムラファンドマスターズ新興国株」を構成する各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、当該ご換金のお申込み日の午後3時まで、「ノムラファンドマスターズ新興国株」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース」または「ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは、  
「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、  
社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務  
規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振  
替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）へ  
の記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

—

< 訂正後 >

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

#### （3）ファンドの仕組み

< 更新後 >

■ 委託会社の概況(2022年7月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

| 名称             | 住所              | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

#### 2 投資方針

#### （2）投資対象

## &lt; 更新後 &gt;

新興国の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

各ファンドは、主として、新興国の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

各ファンドが投資する新興国の株式に実質的に投資する投資信託証券については、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

**[Aコース]**

- 実質的な外貨建資産については為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

**[Bコース]**

- 実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| Aコースの指定投資信託証券                                | Bコースの指定投資信託証券                                 |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF<br>（適格機関投資家専用）         | ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB<br>（適格機関投資家専用）         |
| GIMエマージング株式フォーカスF<br>（適格機関投資家専用）             | GIMエマージング株式フォーカスFB<br>（適格機関投資家専用）             |
| ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式<br>ファンドF（適格機関投資家専用） | ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式<br>ファンドFB（適格機関投資家専用） |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド<br>- 新興国株式FC＜外国籍投資信託＞   | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド<br>- 新興国株式FD＜外国籍投資信託＞    |

上記は2022年9月13日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以

外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

上記指定投資信託証券は新興国の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF」と「ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF / FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

|      | Aコース    | Bコース    |
|------|---------|---------|
|      | 為替ヘッジあり | 為替ヘッジなし |
| 分配なし | F       | FB      |
| 分配あり | FC      | FD      |

デリバティブの直接利用は行ないません。

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ハ．金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。 )のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2022年9月13日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC / FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

## ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF / FB(適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース)<sup>1</sup>を参考指数とします。また、ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）<sup>2</sup>をベンチマークとします。

1「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(2009年9月3日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

| 関係                 | 名称                       |
|--------------------|--------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社         |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社               |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | アカディア・アセット・マネジメント・エルエルシー |

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.86%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディア・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## GIMエマージング株式フォーカスF／FB（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)

の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国<sup>\*1</sup>で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券<sup>\*2</sup>を用いた投資も行います。

\*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

\*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち\*、積極的な運用を行います。

\* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMEマージング株式フォーカスF(以下「F」といいます。)は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)<sup>1</sup>を参考指数とし、GIMEマージング株式フォーカスFB(以下「FB」といいます。)は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)<sup>2</sup>をベンチマークとします。

- 1 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース)は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。
  - 2 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
- 各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2006年1月25日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                            |
|--------------------|-------------------------------|
| 委託会社               | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社        |
| 受託会社               | 三菱UFJ信託銀行株式会社                 |
| Fおよびマザーファンドの投資顧問会社 | J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.73%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額（ただし、年間税抜300万円を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

## (1)投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

## (2)投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J.P. モルガン・アセット・マネジメント のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 、 および にしたがった運用が行えない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

## ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF/FB（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式(預託証券(DR)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンド(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

**(B)信託期間**

無期限(2022年4月7日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

| 関係                     | 名称                                                                                                                                            |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社                   | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社                                                                                                                          |
| 受託会社                   | 野村信託銀行株式会社                                                                                                                                    |
| Fおよびマザーファンドの<br>投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク<br>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド |

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.76%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用、法定書類等の作成に要する費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

**(E)投資方針等**

## (1)投資対象

新興国の株式(預託証券(DR)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式の中で、過小評価されていると判断される企業の株式に分散投資を行います。大型株式への投資を基本としますが、中型株式等へも投資する場合があります。なお、新興国以外の企業にも投資することがあります。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、新興国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株、新株予約権付社債、預託証券(DR)といった株式関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

\*委託会社およびその関連会社をいいます。

Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにあたっては、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(上記 に関する補足説明： 株式関連の証券には、上場投資信託証券(ETF)が含まれます。株式への投資に代替して、または効率的な運用を行うため、ETFを活用することがあります。)

## (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC/FD

### (A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式(DR(預託証券))を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC(「FC」といいます。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)<sup>1</sup>をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD(「FD」とい

います。)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)<sup>2</sup>をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

<sup>1</sup>「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)」はMSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

<sup>2</sup>「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)」は、MSCI Emerging Markets Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

### (B)信託期間

無期限(2011年9月1日設定)

### (C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                    |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社             | 野村アセットマネジメント株式会社      |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

### 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

|                                        |
|----------------------------------------|
| 名称                                     |
| Schroder Investment Management Limited |

### (D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

新興国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### (4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## ■ ベンチマークまたは参考指数について ■

MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み））の円ヘッジベースおよび円換算ベースの指数は、MSCIが開発したMSCI Emerging Markets Indexのドルベースの指数を、各委託会社が上記に従い円ベースに換算した指数です。MSCIが開発したこれらの指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## ■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

|            |                                                   |
|------------|---------------------------------------------------|
| 1959年12月1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立                               |
| 1997年10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投資株式会社に商号を変更 |
| 2000年11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更                            |

**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社**

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1971年 | ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設                                            |
| 1985年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 1990年 | ジャーディン・フレミング投信株式会社設立                                                             |
| 1995年 | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。          |
| 2001年 | ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更                                      |
| 2006年 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更                                                      |
| 2008年 | JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受                                                     |

**ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社**

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 1982年8月4日  | ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所(リサーチ)を東京に開設 |
| 2003年3月20日 | T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録         |
| 2011年1月1日  | T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更       |
| 2017年3月1日  | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更      |
| 2018年4月1日  | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(日本法人)へ事業譲渡、営業開始       |

**グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー**

|       |      |
|-------|------|
| 1998年 | 会社設立 |
|-------|------|

**3 投資リスク**

< 更新後 >



# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較（2017年8月末～2022年7月末：月次）

### ■ Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|        | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値（%） | 61.8   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 11.4  | 19.3  |
| 最小値（%） | △ 25.4 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 3.5 | △ 4.5 | △ 9.4 |
| 平均値（%） | 5.3    | 8.7    | 16.5   | 10.5   | 0.1   | 3.6   | 2.7   |

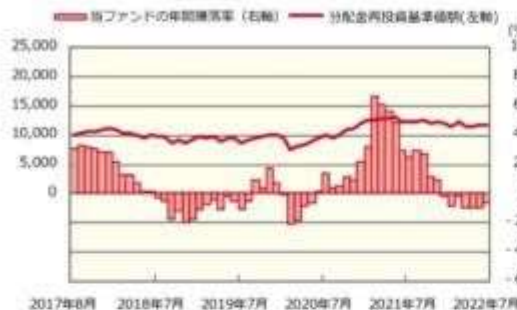
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年8月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

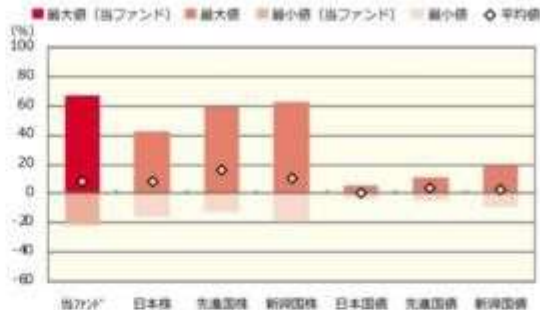
# 投資リスク

## Bコース

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 (%) | 66.9  | 42.1  | 59.8  | 62.7  | 5.4  | 11.4 | 19.3 |
| 最小値 (%) | △21.0 | △16.0 | △12.4 | △19.4 | △3.5 | △4.5 | △9.4 |
| 平均値 (%) | 8.4   | 8.7   | 16.5  | 10.5  | 0.1  | 3.6  | 2.7  |

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年8月末を10,000として指数化しております。

※ 年間騰落率は、2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAⅠ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

#### ■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 証券又は株式会社 J P X 証券の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤差、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAⅠ 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAⅠ 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JP モルガン・カバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の 22/100、得られた売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や損益を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来の成績を示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその関連機関のインベストメント販売を促すものではありません。

#### 4 手数料等及び税金

##### （３）信託報酬等

###### < 更新後 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.045％（税抜年0.95％）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

|                | < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|----------------|----------|----------|----------|
| < 信託財産の純資産総額 > |          |          |          |

|            |        |        |        |
|------------|--------|--------|--------|
| 500億円以下の部分 | 年0.47% | 年0.45% | 年0.03% |
| 500億円超の部分  | 年0.48% | 年0.45% | 年0.02% |

「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途がかかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については、前述の「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
|----------------------|
| 年1.90% ± 年0.05%程度    |

\* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2022年9月13日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### 支払先の役務の内容

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|----------|----------|----------|

|                                            |                                              |                             |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|

## （５）課税上の取扱い

### < 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

#### < 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

#### < 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

|        |                                 |        |
|--------|---------------------------------|--------|
| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>（注2）</sup> | 《配当所得》 |
|--------|---------------------------------|--------|

|                                                                                                      |                                                                                                     |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定公社債<sup>(注1)</sup>の利子</li> <li>・公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul> | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡益</li> <li>・譲渡損</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式の配当</li> <li>・公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

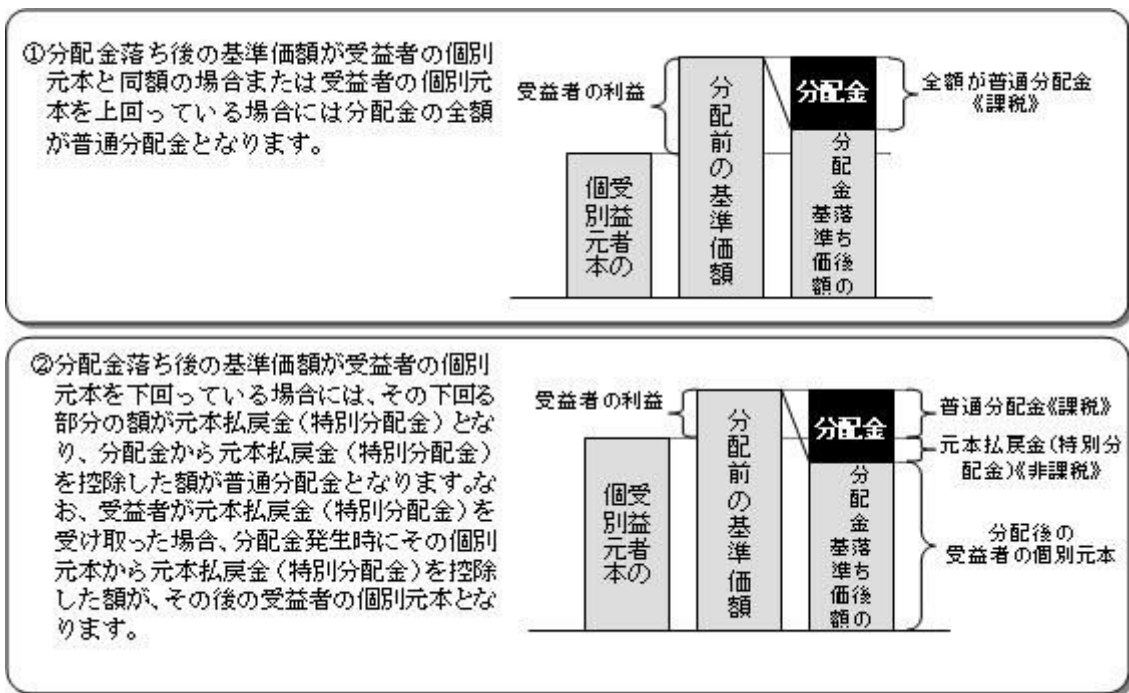
#### ■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### ■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年7月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2022年7月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）投資状況

#### ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

| 資産の種類              | 国 / 地域 | 時価合計（円）     | 投資比率（％） |
|--------------------|--------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券           | 日本     | 232,475,363 | 58.43   |
|                    | ケイマン諸島 | 161,812,170 | 40.67   |
|                    | 小計     | 394,287,533 | 99.10   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —      | 3,566,723   | 0.89    |
| 合計（純資産総額）          |        | 397,854,256 | 100.00  |

#### ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

| 資産の種類              | 国 / 地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|--------------------|--------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券           | 日本     | 3,148,356,056 | 58.12   |
|                    | ケイマン諸島 | 2,227,314,132 | 41.12   |
|                    | 小計     | 5,375,670,188 | 99.25   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —      | 40,423,432    | 0.74    |
| 合計（純資産総額）          |        | 5,416,093,620 | 100.00  |

## （２）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Ａコース

| 順位 | 国／地域       | 種類           | 銘柄名                                | 数量     | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------------|--------------|------------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | ケイマン<br>諸島 | 投資信託受<br>益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー<br>ズ・ファンド - 新興国株式FC | 14,307 | 11,498          | 164,501,886     | 11,310          | 161,812,170     | 40.67           |
| 2  | 日本         | 投資信託受<br>益証券 | ノムラ・アカディアン新興国株<br>ファンドF（適格機関投資家専用） | 6,242  | 20,452          | 127,665,414     | 19,159          | 119,590,478     | 30.05           |
| 3  | 日本         | 投資信託受<br>益証券 | GIMエマージング株式フォーカスF<br>（適格機関投資家専用）   | 6,285  | 17,704          | 111,269,640     | 17,961          | 112,884,885     | 28.37           |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.10   |
| 合 計      | 99.10   |

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Ｂコース

| 順位 | 国／地域       | 種類           | 銘柄名                                     | 数量     | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------------|--------------|-----------------------------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | ケイマン<br>諸島 | 投資信託受<br>益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャー<br>ズ・ファンド - 新興国株式FD      | 99,252 | 22,558          | 2,239,000,084   | 22,441          | 2,227,314,132   | 41.12           |
| 2  | 日本         | 投資信託受<br>益証券 | ノムラ・アカディアン新興国株<br>ファンドFB（適格機関投資家専<br>用） | 56,648 | 30,244          | 1,713,292,506   | 28,591          | 1,619,622,968   | 29.90           |
| 3  | 日本         | 投資信託受<br>益証券 | GIMエマージング株式フォーカスFB<br>（適格機関投資家専用）       | 59,616 | 24,781          | 1,477,383,442   | 25,643          | 1,528,733,088   | 28.22           |

種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.25   |
| 合 計      | 99.25   |

投資不動産物件

ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

該当事項はありません。

（ ３ ）運用実績

純資産の推移

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

2022年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |       | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|-------|--------------|--------|
|         |               | （分配落）      | （分配付） | （分配落）        | （分配付）  |
| 第14計算期間 | (2012年12月17日) | 1,473      | 1,496 | 1.2109       | 1.2299 |
| 第15計算期間 | (2013年 6月17日) | 1,214      | 1,230 | 1.1355       | 1.1505 |
| 第16計算期間 | (2013年12月16日) | 1,015      | 1,028 | 1.1529       | 1.1679 |
| 第17計算期間 | (2014年 6月16日) | 938        | 950   | 1.2205       | 1.2355 |
| 第18計算期間 | (2014年12月15日) | 801        | 811   | 1.1168       | 1.1308 |
| 第19計算期間 | (2015年 6月15日) | 756        | 767   | 1.1237       | 1.1387 |
| 第20計算期間 | (2015年12月15日) | 571        | 571   | 0.9397       | 0.9397 |
| 第21計算期間 | (2016年 6月15日) | 583        | 583   | 0.9766       | 0.9766 |
| 第22計算期間 | (2016年12月15日) | 624        | 625   | 1.0528       | 1.0548 |
| 第23計算期間 | (2017年 6月15日) | 663        | 671   | 1.1876       | 1.2026 |
| 第24計算期間 | (2017年12月15日) | 665        | 677   | 1.2666       | 1.2886 |
| 第25計算期間 | (2018年 6月15日) | 639        | 650   | 1.2390       | 1.2600 |
| 第26計算期間 | (2018年12月17日) | 497        | 499   | 1.0522       | 1.0552 |
| 第27計算期間 | (2019年 6月17日) | 512        | 515   | 1.0894       | 1.0954 |
| 第28計算期間 | (2019年12月16日) | 510        | 514   | 1.1378       | 1.1458 |
| 第29計算期間 | (2020年 6月15日) | 441        | 442   | 1.0250       | 1.0280 |
| 第30計算期間 | (2020年12月15日) | 542        | 552   | 1.3015       | 1.3255 |
| 第31計算期間 | (2021年 6月15日) | 573        | 586   | 1.4120       | 1.4460 |
| 第32計算期間 | (2021年12月15日) | 508        | 517   | 1.2473       | 1.2683 |
| 第33計算期間 | (2022年 6月15日) | 406        | 408   | 1.0363       | 1.0413 |
|         | 2021年 7月末日    | 549        | —     | 1.3435       | —      |
|         | 8月末日          | 551        | —     | 1.3484       | —      |
|         | 9月末日          | 537        | —     | 1.3131       | —      |

|            |     |   |        |   |
|------------|-----|---|--------|---|
| 10月末日      | 544 | — | 1.3319 | — |
| 11月末日      | 517 | — | 1.2643 | — |
| 12月末日      | 499 | — | 1.2501 | — |
| 2022年 1月末日 | 484 | — | 1.2149 | — |
| 2月末日       | 469 | — | 1.1804 | — |
| 3月末日       | 470 | — | 1.1828 | — |
| 4月末日       | 424 | — | 1.0748 | — |
| 5月末日       | 426 | — | 1.0784 | — |
| 6月末日       | 407 | — | 1.0347 | — |
| 7月末日       | 397 | — | 1.0119 | — |

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

2022年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |        | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|--------|--------------|--------|
|         |               | （分配落）      | （分配付）  | （分配落）        | （分配付）  |
| 第14計算期間 | (2012年12月17日) | 16,272     | 16,272 | 1.0155       | 1.0155 |
| 第15計算期間 | (2013年 6月17日) | 14,062     | 14,166 | 1.0746       | 1.0826 |
| 第16計算期間 | (2013年12月16日) | 13,018     | 13,183 | 1.1832       | 1.1982 |
| 第17計算期間 | (2014年 6月16日) | 12,134     | 12,281 | 1.2342       | 1.2492 |
| 第18計算期間 | (2014年12月15日) | 10,979     | 11,190 | 1.2997       | 1.3247 |
| 第19計算期間 | (2015年 6月15日) | 10,475     | 10,710 | 1.3404       | 1.3704 |
| 第20計算期間 | (2015年12月15日) | 7,868      | 7,926  | 1.0816       | 1.0896 |
| 第21計算期間 | (2016年 6月15日) | 6,993      | 6,993  | 1.0086       | 1.0086 |
| 第22計算期間 | (2016年12月15日) | 7,688      | 7,740  | 1.1811       | 1.1891 |
| 第23計算期間 | (2017年 6月15日) | 7,505      | 7,650  | 1.2905       | 1.3155 |
| 第24計算期間 | (2017年12月15日) | 7,660      | 7,845  | 1.4075       | 1.4415 |
| 第25計算期間 | (2018年 6月15日) | 7,193      | 7,353  | 1.3525       | 1.3825 |

|         |               |       |       |        |        |
|---------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| 第26計算期間 | (2018年12月17日) | 6,089 | 6,167 | 1.1825 | 1.1975 |
| 第27計算期間 | (2019年 6月17日) | 5,915 | 5,980 | 1.1818 | 1.1948 |
| 第28計算期間 | (2019年12月16日) | 6,058 | 6,140 | 1.2565 | 1.2735 |
| 第29計算期間 | (2020年 6月15日) | 5,099 | 5,146 | 1.0942 | 1.1042 |
| 第30計算期間 | (2020年12月15日) | 6,031 | 6,155 | 1.3594 | 1.3874 |
| 第31計算期間 | (2021年 6月15日) | 6,649 | 6,841 | 1.5550 | 1.6000 |
| 第32計算期間 | (2021年12月15日) | 5,822 | 5,963 | 1.4082 | 1.4422 |
| 第33計算期間 | (2022年 6月15日) | 5,414 | 5,539 | 1.3413 | 1.3723 |
|         | 2021年 7月末日    | 6,395 | —     | 1.4784 | —      |
|         | 8月末日          | 6,391 | —     | 1.4854 | —      |
|         | 9月末日          | 6,224 | —     | 1.4669 | —      |
|         | 10月末日         | 6,355 | —     | 1.5174 | —      |
|         | 11月末日         | 5,952 | —     | 1.4355 | —      |
|         | 12月末日         | 5,976 | —     | 1.4265 | —      |
|         | 2022年 1月末日    | 5,803 | —     | 1.3928 | —      |
|         | 2月末日          | 5,590 | —     | 1.3526 | —      |
|         | 3月末日          | 5,861 | —     | 1.4263 | —      |
|         | 4月末日          | 5,493 | —     | 1.3519 | —      |
|         | 5月末日          | 5,473 | —     | 1.3520 | —      |
|         | 6月末日          | 5,554 | —     | 1.3571 | —      |
|         | 7月末日          | 5,416 | —     | 1.3265 | —      |

## 分配の推移

### ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 0.0190円   |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 0.0150円 |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 0.0150円 |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 0.0150円 |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 0.0140円 |
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 0.0150円 |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 0.0000円 |
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 0.0000円 |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 0.0020円 |
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 0.0150円 |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 0.0220円 |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 0.0210円 |
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 0.0030円 |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 0.0060円 |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 0.0080円 |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 0.0030円 |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 0.0240円 |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 0.0340円 |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 0.0210円 |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 0.0050円 |

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 0.0000円   |
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 0.0080円   |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 0.0150円   |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 0.0150円   |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 0.0250円   |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 0.0300円 |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 0.0080円 |
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 0.0000円 |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 0.0080円 |
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 0.0250円 |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 0.0340円 |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 0.0300円 |
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 0.0150円 |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 0.0130円 |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 0.0170円 |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 0.0100円 |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 0.0280円 |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 0.0450円 |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 0.0340円 |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 0.0310円 |

## 収益率の推移

### ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコース

|         | 計算期間                    | 収益率   |
|---------|-------------------------|-------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 13.9% |
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 5.0%  |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 2.9%  |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 7.2%  |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 7.3%  |
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 2.0%  |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 16.4% |

|         |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 3.9%  |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 8.0%  |
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 14.2% |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 8.5%  |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 0.5%  |
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 14.8% |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 4.1%  |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 5.2%  |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 9.7%  |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 29.3% |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 11.1% |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 10.2% |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 16.5% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 収益率   |
|---------|-------------------------|-------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 20.4% |
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 6.6%  |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 11.5% |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 5.6%  |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 7.3%  |
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 5.4%  |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 18.7% |
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 6.7%  |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 17.9% |

|         |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 11.4% |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 11.7% |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 1.8%  |
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 11.5% |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 1.0%  |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 7.8%  |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 12.1% |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 26.8% |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 17.7% |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 7.3%  |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 2.5%  |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）設定及び解約の実績

##### ノムラファンドマスターズ新興国株 Ａコース

|         | 計算期間                    | 設定口数       | 解約口数        | 発行済み口数        |
|---------|-------------------------|------------|-------------|---------------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 4,968,219  | 128,290,224 | 1,216,534,227 |
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 22,924,375 | 169,540,125 | 1,069,918,477 |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 11,108,094 | 200,153,872 | 880,872,699   |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 9,529,092  | 121,074,002 | 769,327,789   |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 7,830,770  | 59,833,340  | 717,325,219   |
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 12,054,354 | 55,708,694  | 673,670,879   |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 5,619,644  | 71,243,685  | 608,046,838   |
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 95,246     | 10,422,935  | 597,719,149   |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 14,558,547 | 18,789,439  | 593,488,257   |

|         |                         |           |            |             |
|---------|-------------------------|-----------|------------|-------------|
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 4,057,260 | 38,951,494 | 558,594,023 |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 6,516,470 | 39,331,694 | 525,778,799 |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 5,777,279 | 15,186,493 | 516,369,585 |
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 8,052,181 | 51,176,206 | 473,245,560 |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 1,420,954 | 3,865,697  | 470,800,817 |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 1,721,383 | 23,867,577 | 448,654,623 |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 5,563,938 | 23,312,934 | 430,905,627 |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 1,903,191 | 15,745,623 | 417,063,195 |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 6,136,895 | 17,260,213 | 405,939,877 |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 6,344,027 | 4,334,716  | 407,949,188 |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 6,196,080 | 21,849,801 | 392,295,467 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 設定口数        | 解約口数          | 発行済み口数         |
|---------|-------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第14計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 6,065,577   | 1,553,481,121 | 16,024,910,199 |
| 第15計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 20,712,095  | 2,960,334,308 | 13,085,287,986 |
| 第16計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 76,542,530  | 2,159,678,253 | 11,002,152,263 |
| 第17計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 111,863,279 | 1,282,559,980 | 9,831,455,562  |
| 第18計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 84,514,380  | 1,467,860,432 | 8,448,109,510  |
| 第19計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 118,302,396 | 750,837,208   | 7,815,574,698  |
| 第20計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 116,710,586 | 658,086,126   | 7,274,199,158  |
| 第21計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 39,869,956  | 380,430,849   | 6,933,638,265  |
| 第22計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 44,767,879  | 468,914,603   | 6,509,491,541  |
| 第23計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 32,232,791  | 726,110,124   | 5,815,614,208  |
| 第24計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 79,857,948  | 453,132,170   | 5,442,339,986  |
| 第25計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 87,599,081  | 211,401,788   | 5,318,537,279  |

|         |                         |            |             |               |
|---------|-------------------------|------------|-------------|---------------|
| 第26計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 82,831,223 | 251,472,115 | 5,149,896,387 |
| 第27計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 44,831,705 | 188,903,488 | 5,005,824,604 |
| 第28計算期間 | 2019年 6月18日～2019年12月16日 | 38,058,456 | 222,548,212 | 4,821,334,848 |
| 第29計算期間 | 2019年12月17日～2020年 6月15日 | 45,654,782 | 206,416,908 | 4,660,572,722 |
| 第30計算期間 | 2020年 6月16日～2020年12月15日 | 33,734,810 | 257,570,149 | 4,436,737,383 |
| 第31計算期間 | 2020年12月16日～2021年 6月15日 | 62,682,778 | 223,266,502 | 4,276,153,659 |
| 第32計算期間 | 2021年 6月16日～2021年12月15日 | 81,263,842 | 222,572,280 | 4,134,845,221 |
| 第33計算期間 | 2021年12月16日～2022年 6月15日 | 70,201,218 | 168,226,274 | 4,036,820,165 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

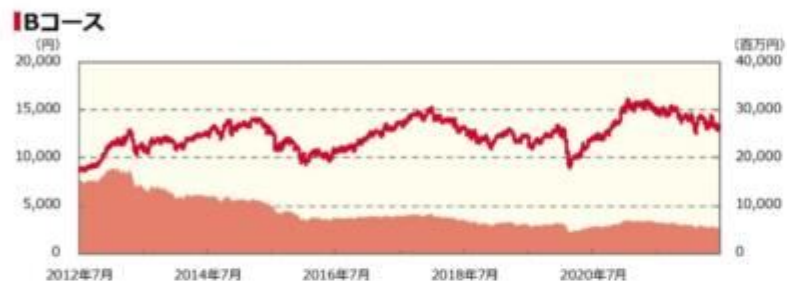
#### 参考情報

< 更新後 >



## 運用実績（2022年7月29日現在）

### ■ 基準価額・純資産の推移（日次）



### ■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

**Iコース**

|          |         |
|----------|---------|
| 2022年6月  | 50 円    |
| 2021年12月 | 210 円   |
| 2021年6月  | 340 円   |
| 2020年12月 | 240 円   |
| 2020年6月  | 30 円    |
| 設定来累計    | 4,465 円 |

**IIコース**

|          |         |
|----------|---------|
| 2022年6月  | 310 円   |
| 2021年12月 | 340 円   |
| 2021年6月  | 450 円   |
| 2020年12月 | 280 円   |
| 2020年6月  | 100 円   |
| 設定来累計    | 5,050 円 |

### ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

**Iコース**

| 順位 | 銘柄                             | 投資比率（％） |
|----|--------------------------------|---------|
| 1  | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FC  | 40.7    |
| 2  | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用） | 30.1    |
| 3  | GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）   | 28.4    |

**IIコース**

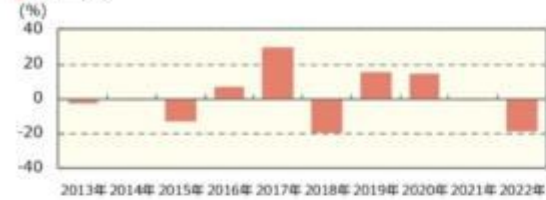
| 順位 | 銘柄                              | 投資比率（％） |
|----|---------------------------------|---------|
| 1  | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD   | 41.1    |
| 2  | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用） | 29.9    |
| 3  | GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）   | 28.2    |



## 運用実績（2022年7月29日現在）

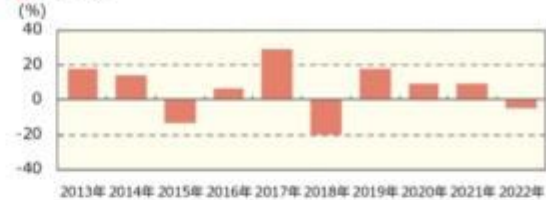
### ■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

#### ■ Aコース



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ Aコースにベンチマークはありません。
- ・ 2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

#### ■ Bコース



## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

#### < 訂正前 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。  
ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位とします。(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

#### ■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位によるものとします。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

また、スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する「Aコース」または「Bコース」の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含み

ます)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。また、委託者は、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

上記の取得申込みの受付けの制限等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

販売会社の営業日であっても「申込不可日」には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

< 訂正後 >

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

#### (2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

### (3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・英国証券取引所           ・ニューヨーク証券取引所
- ・ロンドンの銀行           ・ニューヨークの銀行

### (4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

### (5)販売単位

1万口以上1口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

### (6)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

### (7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

### (8)スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

### (9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

### (10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを取り消す場合があります。また、委託者は、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込の受け付けを制限することができます。

上記の取得申込みの受け付けの制限等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

### (11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 換金（解約）手続等

### < 訂正前 >

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104\_（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な

減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 訂正後 >

#### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ます。

#### (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解

約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

—  
(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

—  
(4)換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

—  
(5)換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

—  
(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

—  
(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。  
ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

—  
(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少

等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとしします。

#### (9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 4 受益者の権利等

< 訂正前 >

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重

大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

—  
—

#### <訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

##### ■ 収益分配金の支払い開始日 ■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

## 償還金に対する請求権

### ■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

### ■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

## 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## 第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスタートズ新興国株 Aコース  
ノムラファンドマスタートズ新興国株 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間(2021年12月16日から2022年6月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 財務諸表

ノムラファンドマスタートズ新興国株 Aコース

## (1) 貸借対照表

| (単位：円)          |                         |                         |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
|                 | 第32期<br>(2021年12月15日現在) | 第33期<br>(2022年 6月15日現在) |
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| コール・ローン         | 19,163,101              | 10,328,251              |
| 投資信託受益証券        | 501,943,741             | 401,262,636             |
| 未収入金            | -                       | 2,185,773               |
| 流動資産合計          | 521,106,842             | 413,776,660             |
| 資産合計            | 521,106,842             | 413,776,660             |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払収益分配金         | 8,566,932               | 1,961,477               |
| 未払解約金           | 831,546                 | 2,862,508               |
| 未払受託者報酬         | 90,979                  | 76,465                  |
| 未払委託者報酬         | 2,789,911               | 2,344,873               |
| 未払利息            | 9                       | 4                       |
| その他未払費用         | 9,035                   | 7,586                   |
| 流動負債合計          | 12,288,412              | 7,252,913               |
| 負債合計            | 12,288,412              | 7,252,913               |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 407,949,188             | 392,295,467             |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 100,869,242             | 14,228,280              |
| (分配準備積立金)       | 126,176,736             | 117,666,126             |
| 元本等合計           | 508,818,430             | 406,523,747             |
| 純資産合計           | 508,818,430             | 406,523,747             |
| 負債純資産合計         | 521,106,842             | 413,776,660             |

## (2) 損益及び剰余金計算書

| (単位：円)    |                                        |                                        |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|           | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
| 営業収益      |                                        |                                        |
| 有価証券売買等損益 | 55,981,882                             | 79,264,253                             |

|                                           | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益合計                                    | 55,981,882                             | 79,264,253                             |
| 営業費用                                      |                                        |                                        |
| 支払利息                                      | 1,133                                  | 438                                    |
| 受託者報酬                                     | 90,979                                 | 76,465                                 |
| 委託者報酬                                     | 2,789,911                              | 2,344,873                              |
| その他費用                                     | 9,035                                  | 7,586                                  |
| 営業費用合計                                    | 2,891,058                              | 2,429,362                              |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 58,872,940                             | 81,693,615                             |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 58,872,940                             | 81,693,615                             |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 58,872,940                             | 81,693,615                             |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 225,081                                | 788,909                                |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 167,237,859                            | 100,869,242                            |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 2,602,797                              | 1,498,098                              |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 2,602,797                              | 1,498,098                              |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 1,756,623                              | 5,272,877                              |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 1,756,623                              | 5,272,877                              |
| 分配金                                       | 8,566,932                              | 1,961,477                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 100,869,242                            | 14,228,280                             |

## （３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                        |                                                                                                                                           |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準          | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                                              |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                          |
| 4. その他                 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年12月16日から2022年 6月15日までとなっております。                                                                                |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 第32期<br>2021年12月15日現在                                                         | 第33期<br>2022年 6月15日現在                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>407,949,188口                                          | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>392,295,467口                                          |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.2473円<br>(10,000口当たり純資産額) (12,473円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.0363円<br>(10,000口当たり純資産額) (10,363円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 |              |              | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |              |              |
|----------------------------------------|--------------|--------------|----------------------------------------|--------------|--------------|
| 1. 分配金の計算過程                            |              |              | 1. 分配金の計算過程                            |              |              |
| 項目                                     |              |              | 項目                                     |              |              |
| 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 0円           | 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 0円           |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 0円           | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 0円           |
| 収益調整金額                                 | C            | 42,449,760円  | 収益調整金額                                 | C            | 42,658,253円  |
| 分配準備積立金額                               | D            | 134,743,668円 | 分配準備積立金額                               | D            | 119,627,603円 |
| 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 177,193,428円 | 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 162,285,856円 |
| 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 407,949,188口 | 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 392,295,467口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 4,343円       | 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 4,136円       |
| 10,000口当たり分配金額                         | H            | 210円         | 10,000口当たり分配金額                         | H            | 50円          |
| 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 8,566,932円   | 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 1,961,477円   |

## （金融商品に関する注記）

## (1)金融商品の状況に関する事項

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日                                                              |  | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針                                                                                     |  | 1. 金融商品に対する取組方針                        |  |
| 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |  | 同左                                     |  |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク                                                                            |  | 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク               |  |
| 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。                                                   |  | 同左                                     |  |
| 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。                                                      |  |                                        |  |
| これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。                                               |  |                                        |  |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制                                                                                   |  | 3. 金融商品に係るリスク管理体制                      |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理<br/>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理<br/>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理<br/>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | 同左 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第32期<br>2021年12月15日現在                                                                                                                                                                                                                       | 第33期<br>2022年 6月15日現在                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br/>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2．時価の算定方法<br/>投資信託受益証券<br/>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br/>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br/>同左</p> <p>2．時価の算定方法<br/>同左</p> |

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日                                | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                     |

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 期首元本額 405,939,877円                     | 期首元本額 407,949,188円                     |

|           |            |           |             |
|-----------|------------|-----------|-------------|
| 期中追加設定元本額 | 6,344,027円 | 期中追加設定元本額 | 6,196,080円  |
| 期中一部解約元本額 | 4,334,716円 | 期中一部解約元本額 | 21,849,801円 |

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

| 種類       | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|          | 損益に含まれた評価差額（円）                         | 損益に含まれた評価差額（円）                         |
| 投資信託受益証券 | 52,925,942                             | 77,346,594                             |
| 合計       | 52,925,942                             | 77,346,594                             |

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### （４）附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年6月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年6月15日現在)

（単位：円）

| 種類       | 通貨  | 銘柄                               | 券面総額   | 評価額                   | 備考 |
|----------|-----|----------------------------------|--------|-----------------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | GIMエマージング株式フォーカスF<br>（適格機関投資家専用） | 6,285  | 111,269,640           |    |
|          |     | ノムラ - アカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用） | 6,126  | 125,491,110           |    |
|          |     | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FC   | 14,307 | 164,501,886           |    |
|          | 小計  | 銘柄数：3<br>組入時価比率：98.7%            | 26,718 | 401,262,636<br>100.0% |    |
| 合計       |     |                                  |        | 401,262,636           |    |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコース

## ( 1 ) 貸借対照表

( 単位：円 )

|                 | 第32期<br>(2021年12月15日現在) | 第33期<br>(2022年 6月15日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| コール・ローン         | 273,046,128             | 247,867,807             |
| 投資信託受益証券        | 5,723,936,325           | 5,365,753,359           |
| 流動資産合計          | 5,996,982,453           | 5,613,621,166           |
| 資産合計            | 5,996,982,453           | 5,613,621,166           |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払金             | -                       | 29,861,997              |
| 未払収益分配金         | 140,584,737             | 125,141,425             |
| 未払解約金           | -                       | 14,006,779              |
| 未払受託者報酬         | 1,057,777               | 944,563                 |
| 未払委託者報酬         | 32,438,510              | 28,966,579              |
| 未払利息            | 134                     | 101                     |
| その他未払費用         | 105,714                 | 94,393                  |
| 流動負債合計          | 174,186,872             | 199,015,837             |
| 負債合計            | 174,186,872             | 199,015,837             |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 4,134,845,221           | 4,036,820,165           |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,687,950,360           | 1,377,785,164           |
| （ 分配準備積立金 ）     | 1,813,454,443           | 1,616,845,230           |
| 元本等合計           | 5,822,795,581           | 5,414,605,329           |
| 純資産合計           | 5,822,795,581           | 5,414,605,329           |
| 負債純資産合計         | 5,996,982,453           | 5,613,621,166           |

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

( 単位：円 )

|                                           | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                        |                                        |
| 有価証券売買等損益                                 | 446,031,157                            | 116,565,384                            |
| 営業収益合計                                    | 446,031,157                            | 116,565,384                            |
| 営業費用                                      |                                        |                                        |
| 支払利息                                      | 14,390                                 | 6,050                                  |
| 受託者報酬                                     | 1,057,777                              | 944,563                                |
| 委託者報酬                                     | 32,438,510                             | 28,966,579                             |
| その他費用                                     | 105,714                                | 94,393                                 |
| 営業費用合計                                    | 33,616,391                             | 30,011,585                             |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 479,647,548                            | 146,576,969                            |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 479,647,548                            | 146,576,969                            |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 479,647,548                            | 146,576,969                            |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 11,792,270                             | 400,423                                |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 2,373,259,966                          | 1,687,950,360                          |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 45,041,949                             | 28,710,899                             |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 45,041,949                             | 28,710,899                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 121,911,540                            | 67,558,124                             |

|                         | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 121,911,540                            | 67,558,124                             |
| 分配金                     | 140,584,737                            | 125,141,425                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 1,687,950,360                          | 1,377,785,164                          |

## （３）注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                       |                                                                                                                                           |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法     | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 |
| 2.費用・収益の計上基準          | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                                              |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                          |
| 4.その他                 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年12月16日から2022年 6月15日までとなっております。                                                                                |

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

## （貸借対照表に関する注記）

| 第32期<br>2021年12月15日現在                                                         | 第33期<br>2022年 6月15日現在                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>4,134,845,221口                                        | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>4,036,820,165口                                        |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.4082円<br>(10,000口当たり純資産額) (14,082円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.3413円<br>(10,000口当たり純資産額) (13,413円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                   |                |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------|--|--------------|---|----|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|--------------|---|----|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|----------------|
| <div>第32期</div> <div>自 2021年 6月16日</div> <div>至 2021年12月15日</div>                                                                                                                                                                                                                          | <div>第33期</div> <div>自 2021年12月16日</div> <div>至 2022年 6月15日</div> |                |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 1. 分配金の計算過程                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1. 分配金の計算過程                                                       |                |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>441,140,405円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,954,039,180円</td></tr></table> | 項目                                                                |                |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 441,140,405円 | 分配準備積立金額 | D | 1,954,039,180円 | <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>460,277,193円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,741,986,655円</td></tr></table> | 項目 |  |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 460,277,193円 | 分配準備積立金額 | D | 1,741,986,655円 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                   |                |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                               | A                                                                 | 0円             |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                  | B                                                                 | 0円             |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                     | C                                                                 | 441,140,405円   |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                   | D                                                                 | 1,954,039,180円 |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                   |                |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                               | A                                                                 | 0円             |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                  | B                                                                 | 0円             |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                     | C                                                                 | 460,277,193円   |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                   | D                                                                 | 1,741,986,655円 |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |              |          |   |                |

|                   |              |                |                   |              |                |
|-------------------|--------------|----------------|-------------------|--------------|----------------|
| 当ファンドの分配対象収益額     | E=A+B+C+D    | 2,395,179,585円 | 当ファンドの分配対象収益額     | E=A+B+C+D    | 2,202,263,848円 |
| 当ファンドの期末残存口数      | F            | 4,134,845,221口 | 当ファンドの期末残存口数      | F            | 4,036,820,165口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 5,792円         | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 5,455円         |
| 10,000口当たり分配金額    | H            | 340円           | 10,000口当たり分配金額    | H            | 310円           |
| 収益分配金金額           | I=F×H/10,000 | 140,584,737円   | 収益分配金金額           | I=F×H/10,000 | 125,141,425円   |

## （金融商品に関する注記）

## (1)金融商品の状況に関する事項

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第32期<br>2021年12月15日現在 | 第33期<br>2022年 6月15日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額    | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額    |

|                                                                                                                                            |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     | 同左               |
| 2. 時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法<br>同左 |

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日                                | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                     |

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 期首元本額 4,276,153,659円                   | 期首元本額 4,134,845,221円                   |
| 期中追加設定元本額 81,263,842円                  | 期中追加設定元本額 70,201,218円                  |
| 期中一部解約元本額 222,572,280円                 | 期中一部解約元本額 168,226,274円                 |

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

| 種類       | 第32期<br>自 2021年 6月16日<br>至 2021年12月15日 | 第33期<br>自 2021年12月16日<br>至 2022年 6月15日 |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|          | 損益に含まれた評価差額（円）                         | 損益に含まれた評価差額（円）                         |
| 投資信託受益証券 | 406,947,100                            | 126,291,086                            |
| 合計       | 406,947,100                            | 126,291,086                            |

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （４）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年6月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年6月15日現在)

(単位:円)

| 種類       | 通貨  | 銘柄                                | 券面総額    | 評価額                     | 備考 |
|----------|-----|-----------------------------------|---------|-------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | GIMエマージング株式フォーカスFB<br>(適格機関投資家専用) | 60,343  | 1,495,721,941           |    |
|          |     | ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)   | 54,802  | 1,660,226,590           |    |
|          |     | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国株式FD    | 97,948  | 2,209,804,828           |    |
|          | 小計  | 銘柄数: 3<br>組入時価比率: 99.1%           | 213,093 | 5,365,753,359<br>100.0% |    |
| 合計       |     |                                   |         | 5,365,753,359           |    |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

## ノムラファンドマスタートズ新興国株 Aコース

2022年7月29日現在

|                |              |
|----------------|--------------|
| 資産総額           | 398,956,871円 |
| 負債総額           | 1,102,615円   |
| 純資産総額( - )     | 397,854,256円 |
| 発行済口数          | 393,176,262口 |
| 1口当たり純資産額( / ) | 1.0119円      |

## ノムラファンドマスタートズ新興国株 Bコース

2022年7月29日現在

|                |                |
|----------------|----------------|
| 資産総額           | 5,423,212,196円 |
| 負債総額           | 7,118,576円     |
| 純資産総額（ - ）     | 5,416,093,620円 |
| 発行済口数          | 4,082,932,026口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.3265円        |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

< 更新後 >

##### (1) 資本金の額

2022年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

##### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

##### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

##### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

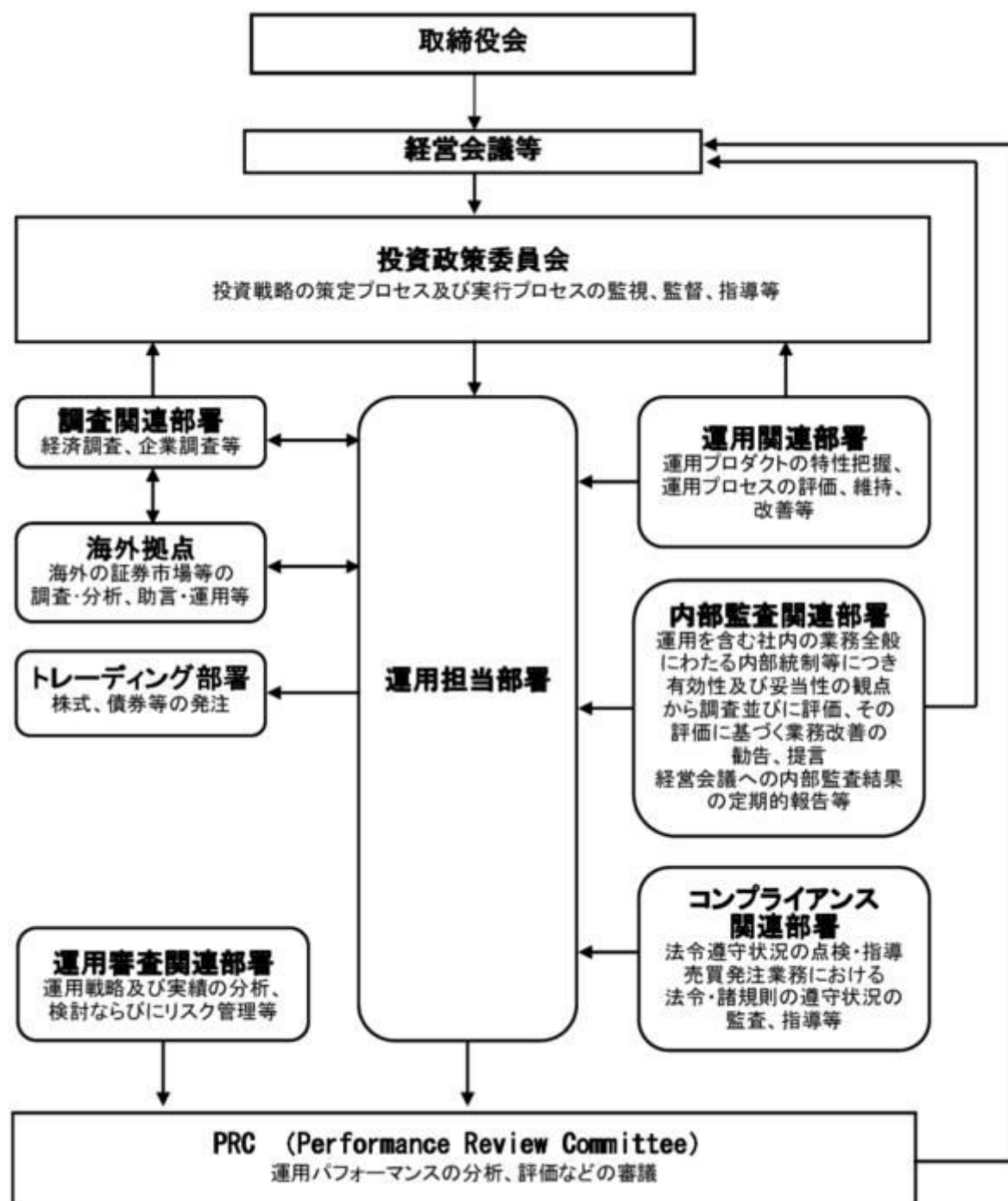
##### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

##### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2 事業の内容及び営業の概況

## &lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数    | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 1,012 | 38,191,686 |
| 単位型株式投資信託  | 195   | 726,253    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 6,327,796  |
| 単位型公社債投資信託 | 508   | 1,337,039  |
| 合計         | 1,729 | 46,582,775 |

### 3 委託会社等の経理状況

#### < 更新後 >

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### ( １ ) 貸借対照表

|          |          | 前事業年度<br>(2021年3月31日) |         | 当事業年度<br>(2022年3月31日) |         |
|----------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |         | 金額(百万円)               |         |
| (資産の部)   |          |                       |         |                       |         |
| 流動資産     |          |                       |         |                       |         |
| 現金・預金    |          |                       | 4,281   |                       | 2,006   |
| 金銭の信託    |          |                       | 35,912  |                       | 35,894  |
| 有価証券     |          |                       | 30,400  |                       | 29,300  |
| 前払金      |          |                       | -       |                       | 11      |
| 前払費用     |          |                       | 167     |                       | 454     |
| 未収入金     |          |                       | 632     |                       | 694     |
| 未収委託者報酬  |          |                       | 24,499  |                       | 27,176  |
| 未収運用受託報酬 |          |                       | 4,347   |                       | 4,002   |
| 短期貸付金    |          |                       | -       |                       | 1,835   |
| その他      |          |                       | 268     |                       | 57      |
| 貸倒引当金    |          |                       | 14      |                       | 15      |
| 流動資産計    |          |                       | 100,496 |                       | 101,417 |
| 固定資産     |          |                       |         |                       |         |
| 有形固定資産   |          |                       | 2,666   |                       | 1,744   |
| 建物       | 2        | 1,935                 |         | 1,219                 |         |

|          |   |       |         |       |         |
|----------|---|-------|---------|-------|---------|
| 器具備品     | 2 | 731   |         | 525   |         |
| 無形固定資産   |   |       | 5,429   |       | 5,210   |
| ソフトウェア   |   | 5,428 |         | 5,209 |         |
| その他      |   | 0     |         | 0     |         |
| 投資その他の資産 |   |       | 16,487  |       | 16,067  |
| 投資有価証券   |   | 1,767 |         | 2,201 |         |
| 関係会社株式   |   | 9,942 |         | 9,214 |         |
| 長期差入保証金  |   | 330   |         | 443   |         |
| 長期前払費用   |   | 15    |         | 13    |         |
| 前払年金費用   |   | 1,301 |         | 1,297 |         |
| 繰延税金資産   |   | 3,008 |         | 2,784 |         |
| その他      |   | 122   |         | 112   |         |
| 固定資産計    |   |       | 24,583  |       | 23,023  |
| 資産合計     |   |       | 125,080 |       | 124,440 |

|           |          | 前事業年度<br>(2021年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2022年3月31日) |        |       |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |       |
| (負債の部)    |          |                       |        |                       |        |       |
| 流動負債      | 1        |                       |        |                       |        |       |
| 預り金       |          |                       | 123    |                       | 120    |       |
| 未払金       |          |                       | 16,948 |                       | 17,615 |       |
| 未払収益分配金   |          | 0                     |        | 0                     |        |       |
| 未払償還金     |          | 8                     |        | 17                    |        |       |
| 未払手数料     |          | 7,256                 |        | 8,357                 |        |       |
| 関係会社未払金   |          | 8,671                 |        | 8,149                 |        |       |
| その他未払金    |          | 1,011                 |        | 1,089                 |        |       |
| 未払費用      |          |                       | 9,171  |                       | 9,512  |       |
| 未払法人税等    |          |                       | 2,113  |                       | 1,319  |       |
| 前受収益      |          |                       | 22     |                       | 22     |       |
| 賞与引当金     |          |                       | 3,795  |                       | 4,416  |       |
| その他       |          |                       | -      |                       | 121    |       |
| 流動負債計     |          |                       | 32,175 |                       | 33,127 |       |
| 固定負債      |          |                       |        |                       |        |       |
| 退職給付引当金   |          |                       |        | 3,299                 |        | 3,194 |
| 時効後支払損引当金 |          |                       |        | 580                   |        | 588   |
| 資産除去債務    |          |                       |        | 1,371                 |        | 1,123 |
| 固定負債計     |          |                       |        | 5,250                 |        | 4,905 |
| 負債合計      |          |                       | 37,425 |                       | 38,033 |       |
| (純資産の部)   |          |                       |        |                       |        |       |
| 株主資本      |          |                       | 87,596 |                       | 86,232 |       |
| 資本金       |          |                       | 17,180 |                       | 17,180 |       |
| 資本剰余金     |          |                       | 13,729 |                       | 13,729 |       |
| 資本準備金     |          | 11,729                |        | 11,729                |        |       |
| その他資本剰余金  |          | 2,000                 |        | 2,000                 |        |       |
| 利益剰余金     |          |                       | 56,686 |                       | 55,322 |       |
| 利益準備金     |          | 685                   |        | 685                   |        |       |
| その他利益剰余金  |          | 56,001                |        | 54,637                |        |       |
| 別途積立金     |          | 24,606                |        | 24,606                |        |       |
| 繰越利益剰余金   |          | 31,395                |        | 30,030                |        |       |

|              |  |  |         |  |         |
|--------------|--|--|---------|--|---------|
| 評価・換算差額等     |  |  | 57      |  | 174     |
| その他有価証券評価差額金 |  |  | 57      |  | 174     |
| 純資産合計        |  |  | 87,654  |  | 86,407  |
| 負債・純資産合計     |  |  | 125,080 |  | 124,440 |

## ( 2 ) 損益計算書

|           |          | 前事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |         | 当事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |         |
|-----------|----------|----------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |         | 金額(百万円)                                |         |
| 営業収益      |          |                                        |         |                                        |         |
| 委託者報酬     |          |                                        | 106,355 |                                        | 115,733 |
| 運用受託報酬    |          |                                        | 16,583  |                                        | 17,671  |
| その他営業収益   |          |                                        | 428     |                                        | 530     |
| 営業収益計     |          |                                        | 123,367 |                                        | 133,935 |
| 営業費用      |          |                                        |         |                                        |         |
| 支払手数料     |          |                                        | 34,739  |                                        | 39,087  |
| 広告宣伝費     |          |                                        | 1,005   |                                        | 804     |
| 公告費       |          |                                        | 0       |                                        | 0       |
| 調査費       |          |                                        | 24,506  |                                        | 26,650  |
| 調査費       |          | 5,532                                  |         | 4,867                                  |         |
| 委託調査費     |          | 18,974                                 |         | 21,783                                 |         |
| 委託計算費     |          |                                        | 1,358   |                                        | 1,384   |
| 営業雑経費     |          |                                        | 4,149   |                                        | 3,094   |
| 通信費       |          | 73                                     |         | 72                                     |         |
| 印刷費       |          | 976                                    |         | 918                                    |         |
| 協会費       |          | 88                                     |         | 79                                     |         |
| 諸経費       |          | 3,011                                  |         | 2,023                                  |         |
| 営業費用計     |          |                                        | 65,760  |                                        | 71,021  |
| 一般管理費     |          |                                        |         |                                        |         |
| 給料        |          |                                        | 10,985  |                                        | 12,033  |
| 役員報酬      |          | 147                                    |         | 229                                    |         |
| 給料・手当     |          | 7,156                                  |         | 7,375                                  |         |
| 賞与        |          | 3,682                                  |         | 4,427                                  |         |
| 交際費       |          |                                        | 35      |                                        | 47      |
| 旅費交通費     |          |                                        | 64      |                                        | 65      |
| 租税公課      |          |                                        | 1,121   |                                        | 1,049   |
| 不動産賃借料    |          |                                        | 1,147   |                                        | 1,432   |
| 退職給付費用    |          |                                        | 1,267   |                                        | 1,212   |
| 固定資産減価償却費 |          |                                        | 2,700   |                                        | 2,525   |
| 諸経費       |          |                                        | 10,739  |                                        | 11,190  |
| 一般管理費計    |          |                                        | 28,063  |                                        | 29,556  |
| 営業利益      |          |                                        | 29,542  |                                        | 33,357  |

|              |          | 前事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |        |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |        | 金額(百万円)                                |        |
| 営業外収益        |          |                                        |        |                                        |        |
| 受取配当金        | 1        | 4,540                                  |        | 3,530                                  |        |
| 受取利息         |          | 0                                      |        | 10                                     |        |
| 金銭の信託運用益     |          | 1,698                                  |        | -                                      |        |
| その他          |          | 447                                    |        | 1,268                                  |        |
| 営業外収益計       |          |                                        | 6,687  |                                        | 4,809  |
| 営業外費用        |          |                                        |        |                                        |        |
| 金銭の信託運用損     |          | -                                      |        | 1,387                                  |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 13                                     |        | 12                                     |        |
| 為替差損         |          | 26                                     |        | 23                                     |        |
| その他          |          | 32                                     |        | 266                                    |        |
| 営業外費用計       |          |                                        | 72     |                                        | 1,689  |
| 経常利益         |          |                                        | 36,157 |                                        | 36,477 |
| 特別利益         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等売却益   |          | 71                                     |        | 26                                     |        |
| 株式報酬受入益      |          | 48                                     |        | 53                                     |        |
| 固定資産売却益      |          | -                                      |        | 9                                      |        |
| 資産除去債務履行差額   |          | -                                      |        | 141                                    |        |
| 移転補償金        |          | 2,077                                  |        | -                                      |        |
| 特別利益計        |          |                                        | 2,197  |                                        | 230    |
| 特別損失         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等売却損   |          | -                                      |        | 0                                      |        |
| 投資有価証券等評価損   |          | 36                                     |        | -                                      |        |
| 関係会社株式評価損    |          | 582                                    |        | 727                                    |        |
| 固定資産除却損      | 2        | 105                                    |        | 374                                    |        |
| 資産除去債務履行差額   |          | -                                      |        | 0                                      |        |
| 事務所移転費用      |          | 406                                    |        | 54                                     |        |
| 特別損失計        |          |                                        | 1,129  |                                        | 1,158  |
| 税引前当期純利益     |          |                                        | 37,225 |                                        | 35,549 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |                                        | 11,239 |                                        | 10,474 |
| 法人税等調整額      |          |                                        | 290    |                                        | 171    |
| 当期純利益        |          |                                        | 26,276 |                                        | 24,904 |

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

|  | 株主資本 |       |          |         |       |          |      |        |         |
|--|------|-------|----------|---------|-------|----------|------|--------|---------|
|  | 資本金  | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |      | 株主資本合計 |         |
|  |      | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |      |        | 利益剰余金合計 |
|  |      |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益 |        |         |

|                     |        |        |       |        |     |        | 剰余金    |        |        |
|---------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額               |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 剰余金の配当              |        |        |       |        |     |        | 23,950 | 23,950 | 23,950 |
| 当期純利益               |        |        |       |        |     |        | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | -      | -   | -      | 2,326  | 2,326  | 2,326  |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | 10           | 10         | 85,281 |
| 当期変動額               |              |            |        |
| 剰余金の配当              |              |            | 23,950 |
| 当期純利益               |              |            | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46           | 46         | 46     |
| 当期変動額合計             | 46           | 46         | 2,372  |
| 当期末残高               | 57           | 57         | 87,654 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

|        | 株主資本   |            |                   |                   |            |            |                   |                   |                   |
|--------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |                   |
|        |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |                   |                   | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |
|        |        |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰 越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高  | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 31,395            | 56,686            | 87,596            |
| 当期変動額  |        |            |                   |                   |            |            |                   |                   |                   |
| 剰余金の配当 |        |            |                   |                   |            |            | 26,268            | 26,268            | 26,268            |
| 当期純利益  |        |            |                   |                   |            |            | 24,904            | 24,904            | 24,904            |

|                                 |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
|---------------------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純<br>額） |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 当期変動額合計                         | -      | -      | -     | -      | -   | -      | 1,364  | 1,364  | 1,364  |
| 当期末残高                           | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |

(単位：百万円)

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                       | 57               | 57             | 87,654 |
| 当期変動額                       |                  |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |                | 26,268 |
| 当期純利益                       |                  |                | 24,904 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） | 116              | 116            | 116    |
| 当期変動額合計                     | 116              | 116            | 1,247  |
| 当期末残高                       | 174              | 174            | 86,407 |

## [重要な会計方針]

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |    |      |       |      |       |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法       | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/> 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br/> (評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br/> 売却原価は移動平均法により算定しております。)<br/> 時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>                                                                                                      |    |    |      |       |      |       |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法   | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |      |       |      |       |
| 5．固定資産の減価償却の方法          | <p>(1) 有形固定資産<br/> 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                      | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                    | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                    | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |    |      |       |      |       |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6．引当金の計上基準</p>    | <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/> 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金<br/> 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/> 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/> 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br/> 退職給付見込額の期間帰属方法<br/> 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br/> 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br/> 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br/> 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金<br/> 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| <p>7．収益及び費用の計上基準</p> | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬<br/> 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬<br/> 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬<br/> 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>8．消費税等の会計処理方法</p> | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9. 連結納税制度の適用 | <p>連結納税制度を適用しております。</p> <p>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p> |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [ 会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

### （時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [ 未適用の会計基準等]

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

### （1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

### （2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

### （３）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

#### （１）概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

#### （２）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

#### （３）当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## [注記事項]

### 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2021年3月31日)                                                                 | 当事業年度末<br>(2022年3月31日)                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>１．関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,256百万円</p> | <p>１．関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,223百万円</p> |
| <p>２．有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 346百万円</p> <p>器具備品 643</p> <p>合計 990</p>            | <p>２．有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 589百万円</p> <p>器具備品 618</p> <p>合計 1,207</p>          |

### 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日)                                | 当事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日)                                |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 4,334百万円 | 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 3,525百万円 |
| 2. 固定資産除却損<br>建物 -百万円<br>器具備品 2<br>ソフトウェア 102<br>合計 105               | 2. 固定資産除却損<br>建物 346百万円<br>器具備品 28<br>ソフトウェア -<br>合計 374              |

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 23,950百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,650円     |
| 基準日      | 2020年3月31日 |
| 効力発生日    | 2020年6月30日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 26,268百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,100円     |
| 基準日      | 2021年3月31日 |
| 効力発生日    | 2021年6月30日 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 26,268百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,100円     |
| 基準日      | 2021年3月31日 |
| 効力発生日    | 2021年6月30日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,877百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,830円     |
| 基準日      | 2022年3月31日 |
| 効力発生日    | 2022年6月30日 |

## 金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金        | 4,281    | 4,281  | -  |
| (2)金銭の信託        | 35,912   | 35,912 | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 24,499   | 24,499 | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 4,347    | 4,347  | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400   | 30,400 | -  |
| その他有価証券         | 30,400   | 30,400 | -  |
| 資産計             | 99,441   | 99,441 | -  |
| (6)未払金          | 16,948   | 16,948 | -  |
| 未払収益分配金         | 0        | 0      | -  |
| 未払償還金           | 8        | 8      | -  |
| 未払手数料           | 7,256    | 7,256  | -  |
| 関係会社未払金         | 8,671    | 8,671  | -  |
| その他未払金          | 1,011    | 1,011  | -  |
| (7)未払費用         | 9,171    | 9,171  | -  |
| (8)未払法人税等       | 2,113    | 2,113  | -  |
| 負債計             | 28,233   | 28,233 | -  |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 4,281  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 35,912 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 24,499 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 4,347  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 30,400 | -           | -            | -    |
| 合計           | 99,441 | -           | -            | -    |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                   | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|-------------------|--------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託         | 35,894       | 35,894 | -  |
| 資産計               | 35,894       | 35,894 | -  |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 121          | 121    | -  |
| 負債計               | 121          | 121    | -  |

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|                  | 当事業年度（百万円） |
|------------------|------------|
| 市場価格のない株式等（ ）1.2 | 9,529      |
| 組合出資金等           | 1,886      |
| 合計               | 11,415     |

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|              | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 2,006   | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 35,894  | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 27,176  | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 4,002   | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |             |              |      |
| その他有価証券      | 29,300  | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 1,835   |             |              |      |
| 合計           | 100,215 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分                 | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |       |      |       |
|--------------------|------------------|-------|------|-------|
|                    | レベル1             | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（ ） | -                | 1,736 | -    | 1,736 |
| 資産計                | -                | 1,736 | -    | 1,736 |
| デリバティブ取引（通貨関連）     | -                | 121   | -    | 121   |
| 負債計                | -                | 121   | -    | 121   |

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

## 有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

## １．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

## ２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

## ３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| 区分     | 前事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,835          |
| 関連会社株式 | 106            |

## ４．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分                            | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>株式     | -                     | -             | -           |
| 小計                            | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>譲渡性預金 | 30,400                | 30,400        | -           |
| 小計                            | 30,400                | 30,400        | -           |
| 合計                            | 30,400                | 30,400        | -           |

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

## ５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

## １．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,107          |
| 関連会社株式 | 106            |

4．その他有価証券(2022年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 29,300                | 29,300        | -           |
| 小計                   | 29,300                | 29,300        | -           |
| 合計                   | 29,300                | 29,300        | -           |

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,714         | -                       | 121         | 121           |

## 退職給付関係

| 前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)                                   |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要                                                  |            |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |            |
| 2. 確定給付制度                                                           |            |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                            |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                         | 23,761 百万円 |
| 勤務費用                                                                | 1,016      |
| 利息費用                                                                | 139        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | 893        |
| 退職給付の支払額                                                            | 781        |
| その他                                                                 | 28         |
| 退職給付債務の期末残高                                                         | 23,270     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                              |            |
| 年金資産の期首残高                                                           | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益                                                              | 409        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | 1,328      |
| 事業主からの拠出額                                                           | 824        |
| 退職給付の支払額                                                            | 626        |
| 年金資産の期末残高                                                           | 19,349     |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表                |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                        | 19,959 百万円 |
| 年金資産                                                                | 19,349     |
|                                                                     | 610        |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                       | 3,311      |
| 未積立退職給付債務                                                           | 3,921      |
| 未認識数理計算上の差異                                                         | 2,074      |
| 未認識過去勤務費用                                                           | 151        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 1,998      |
| 退職給付引当金                                                             | 3,299      |
| 前払年金費用                                                              | 1,301      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 1,998      |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額                                               |            |
| 勤務費用                                                                | 1,016 百万円  |
| 利息費用                                                                | 139        |
| 期待運用収益                                                              | 409        |
| 数理計算上の差異の費用処理額                                                      | 469        |
| 過去勤務費用の費用処理額                                                        | 34         |
| 確定給付制度に係る退職給付費用                                                     | 1,182      |
| (5) 年金資産に関する事項                                                      |            |
| 年金資産の主な内容                                                           |            |
| 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。                                         |            |
| 債券                                                                  | 52%        |
| 株式                                                                  | 30%        |
| 生保一般勘定                                                              | 11%        |
| 生保特別勘定                                                              | 7%         |
| その他                                                                 | 0%         |
| 合計                                                                  | 100%       |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.5% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## 当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 23,270 百万円 |
| 勤務費用         | 961        |
| 利息費用         | 176        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,521      |
| 退職給付の支払額     | 904        |
| その他          | 14         |
| 退職給付債務の期末残高  | 21,967     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 19,349 百万円 |
| 期待運用収益       | 454        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 258        |
| 事業主からの拠出額    | 814        |
| 退職給付の支払額     | 672        |
| 年金資産の期末残高    | 19,687     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務         | 18,807 百万円 |
| 年金資産                 | 19,687     |
|                      | 879        |
| 非積立型制度の退職給付債務        | 3,159      |
| 未積立退職給付債務            | 2,279      |
| 未認識数理計算上の差異          | 489        |
| 未認識過去勤務費用            | 106        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896      |
| 退職給付引当金              | 3,194      |
| 前払年金費用               | 1,297      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896      |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 勤務費用            | 961 百万円 |
| 利息費用            | 176     |
| 期待運用収益          | 454     |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 322     |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 45      |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 959     |

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 51%  |
| 株式     | 32%  |
| 生保一般勘定 | 10%  |
| 生保特別勘定 | 6%   |
| その他    | 1%   |
| 合計     | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.6% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 税効果会計関係

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 前事業年度末<br>(2021年3月31日) | 当事業年度末<br>(2022年3月31日) |
|------------------------|------------------------|

|                                               |       |                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------|-------|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       |
| 繰延税金資産                                        | 百万円   | 繰延税金資産                                        | 百万円   |
| 賞与引当金                                         | 1,176 | 賞与引当金                                         | 1,381 |
| 退職給付引当金                                       | 1,022 | 退職給付引当金                                       | 990   |
| 関係会社株式評価減                                     | 784   | 関係会社株式評価減                                     | 1,010 |
| 未払事業税                                         | 430   | 未払事業税                                         | 285   |
| 投資有価証券評価減                                     | 428   | 投資有価証券評価減                                     | 110   |
| 減価償却超過額                                       | 223   | 減価償却超過額                                       | 272   |
| 時効後支払損引当金                                     | 179   | 時効後支払損引当金                                     | 182   |
| 関係会社株式売却損                                     | 148   | 関係会社株式売却損                                     | 505   |
| ゴルフ会員権評価減                                     | 135   | ゴルフ会員権評価減                                     | 92    |
| 資産除去債務                                        | 425   | 資産除去債務                                        | 348   |
| 未払社会保険料                                       | 95    | 未払社会保険料                                       | 114   |
| その他                                           | 358   | その他                                           | 84    |
| 繰延税金資産小計                                      | 5,410 | 繰延税金資産小計                                      | 5,376 |
| 評価性引当額                                        | 1,530 | 評価性引当額                                        | 1,795 |
| 繰延税金資産合計                                      | 3,879 | 繰延税金資産合計                                      | 3,581 |
| 繰延税金負債                                        |       | 繰延税金負債                                        |       |
| 資産除去債務に対応する除去費用                               | 361   | 資産除去債務に対応する除去費用                               | 233   |
| 関係会社株式評価益                                     | 80    | 関係会社株式評価益                                     | 81    |
| その他有価証券評価差額金                                  | 25    | その他有価証券評価差額金                                  | 78    |
| 前払年金費用                                        | 403   | 前払年金費用                                        | 402   |
| 繰延税金負債合計                                      | 871   | 繰延税金負債合計                                      | 796   |
| 繰延税金資産の純額                                     | 3,008 | 繰延税金資産の純額                                     | 2,784 |
| 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       | 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       |
| 法定実効税率                                        | 31.0% | 法定実効税率                                        | 31.0% |
| (調整)                                          |       | (調整)                                          |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                            | 0.0%  | 交際費等永久に損金に算入されない項目                            | 0.0%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                          | 3.5%  | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                          | 2.9%  |
| タックスヘイブン税制                                    | 1.9%  | タックスヘイブン税制                                    | 1.8%  |
| 外国税額控除                                        | 0.5%  | 外国税額控除                                        | 0.5%  |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                          | 0.2%  | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                          | 0.4%  |
| その他                                           | 0.3%  | その他                                           | 0.1%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                             | 29.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                             | 29.9% |

## 資産除去債務関係

### 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

|                | 前事業年度                        | 当事業年度                        |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
|                | 自 2020年4月 1日<br>至 2021年3月31日 | 自 2021年4月 1日<br>至 2022年3月31日 |
| 期首残高           | -                            | 1,371                        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 1,371                        | 48                           |
| 資産除去債務の履行による減少 | -                            | 296                          |
| 期末残高           | 1,371                        | 1,123                        |

## 収益認識に関する注記

### １．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

|         |            |
|---------|------------|
| 委託者報酬   | 115,670百万円 |
| 運用受託報酬  | 16,675百万円  |
| 成功報酬（注） | 1,058百万円   |
| その他営業収益 | 530百万円     |
| 合計      | 133,935百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

### ２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### ３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## セグメント情報等

前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

### １．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### ２．関連情報

#### （１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### （２）地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)

## １．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## ２．関連情報

### （１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### （２）地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

## １．関連当事者との取引

### （ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等  
該当はありません。

### （ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|

|         |          |        |                 |     |   |                                             |                       |        |          |       |
|---------|----------|--------|-----------------|-----|---|---------------------------------------------|-----------------------|--------|----------|-------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業 | - | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722 | 未払手数料    | 5,690 |
|         |          |        |                 |     |   |                                             | コマーシャル・ペーパーの償還（*2）    | 20,000 | 有価証券     | -     |
|         |          |        |                 |     |   |                                             | 有価証券受取利息              | 0      | その他営業外収益 | 0     |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（\*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|----------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エー・エム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付    | 3,427         | 短期貸付金 | 1,835         |
|     |                      |      |                |       |                    |           | 資金の返済    | 1,709         |       |               |
|     |                      |      |                |       |                    |           | 貸付金利息の受取 | 9             | 未収利息  | 4             |

## （ウ）兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | -                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 29,119        | 未払手数料 | 6,013         |

## （エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## （2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日)       |            | 当事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日)       |            |
|----------------------------------------------|------------|----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                    | 17,018円01銭 | 1株当たり純資産額                                    | 16,775円81銭 |
| 1株当たり当期純利益                                   | 5,101円61銭  | 1株当たり当期純利益                                   | 4,835円10銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                            |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                            |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                 | 26,276百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                 | 24,904百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                 | 26,276百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                 | 24,904百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                           |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                           |            |
| 該当事項はありません。                                  |            | 該当事項はありません。                                  |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                 | 5,150,693株 |

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt; 更新後 &gt;

## (1) 受託者

| (a) 名称     | (b) 資本金の額 <sup>*</sup> | (c) 事業の内容                                                  |
|------------|------------------------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円              | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2022年6月末現在

## (2) 販売会社

| (a) 名称   | (b) 資本金の額 <sup>*</sup> | (c) 事業の内容                       |
|----------|------------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円              | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

\* 2022年6月末現在

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ新興国株 Aコースの2021年12月16日から2022年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ新興国株 Aコースの2022年6月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ新興国株 Bコースの2021年12月16日から2022年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ新興国株 Bコースの2022年6月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯 原 尚 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津 村 健二郎 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 永 真太郎 |
|--------------------|-------|---------|

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。